

## 1 目的

ツイッターが有する即時性、拡散性を活かし、災害時の迅速な情報提供や、市の取組みやイベント等の行政情報を積極的に発信することを目的とする。

## 2 適用

この四條畷市公式ツイッター（以下「ツイッター」という）に関する運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）は、四條畷市公式ツイッター利用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）に基づき、市職員が職務の一環としてツイッターのアカウントを取得し、情報発信をする際に適用する。

## 3 基本原則

ツイッターによる情報発信の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 関係法令、ガイドライン、運用マニュアルを遵守すること。
- (3) 個人情報保護条例（平成16年12月17日条例第16号）を遵守すること。
- (4) 基本的人権、肖像権、プライバシー権及び著作権等に関して十分に注意すること。
- (5) 取り扱う情報は信頼性を確保し、正確な情報発信をすること。また、情報は正確に記述し、誤解を招かぬよう留意すること。
- (6) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分に注意すること。

## 4 禁止事項

ツイッターによる情報発信の禁止事項は、次のとおりとする。

- (1) 誹謗中傷すること。
- (2) 人種、思想、信条、居住及び職場等での差別、又は差別を助長すること。
- (3) 職員の個人的な意見や状況等の情報を発信すること。
- (4) 違法行為を助長すること。
- (5) 守秘義務に反すること。
- (6) 本市及び他者の権利を侵害する情報を発信すること。
- (7) 本市のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信すること。
- (8) 信頼性が確保できない情報を発信すること。

## 5 アカウント登録

- (1) 総合アカウントの名前は「四條畷市公式ツイッター」とし、原則、各所属が総合アカウント上で情報発信を行う。
- (2) 各所属において単独でアカウントを取得する場合は、秘書広報課及び電算主担課との協議の上アカウント（ユーザー名・名前・パスワード・メールアドレス）の登録を行う。
- (3) 登録するメールアドレスは、各所属の代表アドレス（lg.jpのドメイン名）とする。

## 6 ユーザー名・パスワードの管理

- (1) 所属の単独アカウントのユーザー名・名前・パスワードは、秘書広報課及び電算主担課の承認を得ない限り、変更してはならない。
- (2) パスワードは部外者に開示してはならない。また、他者のパスワードを利用して発信してはならない。
- (3) アカウントを取得している各所属は、少なくとも年に1回、秘書広報課及び電算主担課と協議の上、パスワードを変更すること。
- (4) アカウントのパスワード情報は、原則として所属長及び各所属のツイッター投稿担当者（以下「投稿担当者」）が保有すること。

## 7 ツイッター参加の申し込み

- (1) ツイッターへの参加を希望する各所属は、四條畷市公式ツイッター参加申込書（様式第1号）により、秘書広報課長あて申し込むこと。
- (2) 四條畷市公式ツイッター参加申込書（様式第1号）で定めた投稿担当者を変更する場合は、四條畷市公式ツイッター投稿担当職員変更申出書（様式第2号）により、秘書広報課長あて申し出ること。

## 8 情報発信

- (1) 各所属において投稿担当者を置き、所属単位で情報発信すること。
- (2) 各所属における情報発信は、原則として投稿担当者または所属長が行うこと。
- (3) 総合アカウントで情報発信を行う場合、投稿する全てのツイート（※1）の最後に所属名【〇〇課】を記載すること。

## 9 意思決定

情報発信については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはツイッターの特性や情報発信の即時性を考慮し、投稿担当者の判断により直接情報発信をできるものとする。

- (1) 既に市広報誌やホームページ等で一般に周知されている事項について、再度情報発信する場合
- (2) イベント等の現状や結果などについて情報発信する場合
- (3) 台風や地震災害等、直接人命に係わる緊急性が高い情報を発信する場合において、早期に所属長の決裁を得られない場合

## 10 フォロー・返信・リツイート

- (1) 総合アカウントと各所属のアカウント（以下市のツイッターアカウント）は、お互いをフォロー（※2）する。その他のアカウントは原則としてフォローしない。
- (2) 市のツイッターアカウントへの返信（リプライ）、リツイート、ダイレクトメッセージなどを通じた意見や問い合わせに対しては、原則、個別に対応しない。これをプロフィール欄に明記する。

(3) 市のツイッターアカウントは、リツイート（※3）はしない。ただし、正確な情報であることが証明されており、市民に広く示さなければならない情報についてはこの限りではない。

#### 1.1 ホームページへの表示

- (1) 秘書広報課は市のツイッターアカウントをホームページ上にリンク掲載し、なりすましでないことを証明する。
- (2) 秘書広報課は、ガイドライン及びこの運用マニュアルをホームページ上に掲載するとともに、市のツイッターアカウントは、他のツイッターアカウントのフォローや個別に返信しないことを明示する。

#### 1.2 なりすましへの対応

秘書広報課及び各所属長は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

#### 1.3 誹謗中傷や差別につながる返信（リプライ）、リツイートへの対応

市のツイッターアカウントが発信するツイートに対し、誹謗中傷や差別につながる返信（リプライ）、リツイートがあった場合、まず、秘書広報課へ連絡し、秘書広報課が人権政策課と協議の上、当該ツイートを削除する。

#### 1.4 添付情報

- (1) 写真を添付する際は、ツイッター公式サイト上から行い、他の登録サイト等は使用しないものとする。
- (2) 他のホームページをリンクさせる際は、市の公式ホームページに掲載しているものに限り可能とする。

#### 1.5 登録の解除等

秘書広報課長は関係法令、ガイドライン及び運用マニュアルに照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、アカウントを削除する。

#### 1.6 協議事項

この規定に定めのないものについては、秘書広報課と電算主担課が協議して定めるものとする。

※1 ツイート : ツイッターにおける 140 文字以内の投稿。

※2 フォロー : 他のアカウントの発信した情報を、自分のホーム画面に自動的に表示させる機能。

※3 リツイート : 他のアカウントの発言した情報を引用し、自分をフォローしているユーザーにも共有できるようにすること。

#### 附 則

このガイドラインは、平成25年3月1日より施行するものとする。

附 則

このガイドラインは、平成26年4月1日より施行するものとする。